入 札 公 告

次のとおり公募型企画競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和８年１１月５日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

熊本総合病院　院長　島田　信也

◎調達機関番号903　　◎所在地番号43

１　競争に付する事項

（１）品目分類番号　７１、２７

（２）調達件名及び数量

病院情報システム更新

（３）調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

（４）履行期限（期間）

①システム構築：契約締結日から令和１０年３月３１日

②保守期間：①の検収日の翌月１日から７年間

（５）履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構　熊本総合病院

（６）入札方法

①　落札者の決定は予定価格の範囲内で見積った者であり、かつ参加条件を満たす者であることとする。その者の企画書について、審査会において評価を行う。

評価方法は、病院情報システム更新評価基準に基づいて行う。

②　評価表の企画書に基づいた評価点数と見積金額の評価点数を合計した点数が最も高い者を落札者とする。

③　見積金額については、（３）の履行期間に伴う（２）件名の履行に要する直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとすること。

２　競争に参加する者の必要資格に関する事項

（１）独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第５条　経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一　契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第３２条第1項各号に揚げる者

（２） 契約事務細則第５条及び第６条の規定に該当しないものであること。

【参考】契約事務細則抜粋

第６条　経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させることができないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務遂行を妨げた者

五　正当な理由なく契約を履行しなかった者

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七　前号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八　前各号に類する行為を行った者

２　経理責任者は、前項に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

３　第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

（３） 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の購入」で、Ａ、Ｂ、Ｃ等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

（４） 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していない者であっても、次に掲げる書類を提出し、当院契約審査委員会において履行能力及び信用度の確認において適当と認められた者は、本入札に参加することができる。

①登記事項証明書（法人の場合のみ）

②営業経歴書

③財務諸表（直近の事業年分）

④納税証明書又は申告書の写し及び当該申告書に対応する領収書若しくはこれらに準ずる書類（法人税又は所得税「個人事業者」、消費税及び地方消費税）

（５） 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去２年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

３　契約条項を示す場所

〒866-8660　熊本県八代市通町10-10

独立行政法人地域医療機能推進機構　熊本総合病院　事務部経理課

電話 0965-32-7111

4　競争入札執行の場所及び日時

（1） 入札説明書の交付期間

令和８年１１月６日（金）から令和８年１２月１５日（火）

※「機密保持に関する誓約書」と引き換えに上記３の交付場所にて交付する。

１７時まで、ただし、土日祭日を除く平日交付

（2） 資格審査申請書の受領期限

令和８年１２月１６日（水）１７時００分

（3） 企画書及び見積書の受領期限

令和８年１２月２２日（火）１７時００分

（4） 入札説明書の交付場所、資格審査申請書の受領場所及び問い合わせ先

上記３に同じ。

（5） プレゼンテーション執行・開札の日時及び場所

① プレゼンテーション執行

令和８年１２月２３日（水）１４時００分

② 開札

令和８年１２月２３日（水）１５時３０分

③ 場所

独立行政法人地域医療機能推進機構　熊本総合病院　管理部門会議室

5　その他必要な事項

（1） 入札保証金及び契約保証金　「免除」

（2） 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨　「日本語及び日本国通貨」

（3） 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、２(１)の証明となるもの及び入札説明書において定めるものを添付して資格審査申請書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（4） 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（5） 契約書作成の要否　「要」

（6） 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第３４条の規定基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提出し、技術等の要件のうち、必須とした項目にかかる基準全てを満たす提案をした者の中から、経理責任者が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

（７） 落札者が決まった場合は、直ちにその者と交渉し契約価格を決定する。

（８） 応募に関する留意事項

①資料の取扱い

当機構が提示する資料は、入札参加申請に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、当機構の承諾を得ることなく第三者にこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止する。

②その他

当機構が提示する資料及び回答書は、本入札説明書と一体のものとし、同等の効力を有する者とする。なお、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知を行う。

（９） 詳細は入札説明書による。

６ Ｓｕｍｍａｒｙ

（１） Nature and quantity of the products to be purchased :
Hospital Information System Upgrade

（２） Time-limit for tender : 17:00 P.M. December 22, 2026

（３） Contact point for the notice : Takanori Yamamura Attendant
Contract, Accounting Division,
Japan Community Health Care Organization Kumamoto General Hospital,
10-10 toricho Yatsushiro-City,Kumamoto Prefecture,
866-8660 Japan, TEL 0965-32-7111

機密保持に関する誓約書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人地域医療機能推進機構
熊本総合病院　院長　島田　信也　殿

住　所（所在地）：
氏　名（法人名）：
　　（代表者名）：　　印
電 話 番 号　　：（　　）　　－
E-mail　　：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「当社」という。）は、独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院における病院情報システム更新(以下「本件目的」という。)への入札を行うにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）
第１条　本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

（１）　開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
（２）　開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
（３）　守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
（４）　当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
（５）　貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱期間）
第２条　本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）
第３条　貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わない)を行わないことを当社は了承します。
２　当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

（機密情報の取扱い）

第４条　当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

２　当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

（機密情報取扱いの例外）

第５条　当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

（１）顧問弁護士、会計監査人

（２）機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家

（３）裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署

（４）法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

（善管注意義務）

第６条　当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

（機密情報の返還）

第７条　当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

（損害賠償）

第８条　貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

（準拠法及び管轄裁判所）

第９条　本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

２　当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上